

県営公園指定管理者評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定管理者制度を導入した別表に定める岐阜県営公園又は県営公園施設（岐阜メモリアルセンターを除く。以下「公園」という。）の運営状況の評価等を行う県営公園指定管理者評価員会議（以下「評価員会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価員会議は次に掲げる事項を評価するために、県が評価員から意見聴取を行う。

- 一 指定管理者による公園の運営状況
- 二 設置許可施設及び管理許可施設の運営状況
- 三 その他前二号に関連し、県が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価員は5人以内とし、学識経験者等から都市公園整備局長が選任する。

- 2 評価員会議には、公園の地域性又は特殊性により、個別に公園の評価を行う評価員を加えることができる。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年以内とする。なお、補欠の評価員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評価員は、再任することができる。

(評価員長等)

第5条 評価員会議に評価員長を置く。評価員長は、第3条第1項の評価員の互選による。

- 2 評価員長は、評価員会議を代表し、評価員会議を総理する。
- 3 評価員長に事故があるとき、又は評価員長が不在のときは、あらかじめ評価員長が指定する評価員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 評価員会議は、必要に応じ県が招集する。

- 2 県又は評価員は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 評価員は評価員会議で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。評価員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 評価員会議の事務局は、都市建築部都市公園整備局都市公園課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価員会議の運営に必要な事項は県が評価員会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

| |
|-----------|
| 公園又は公園施設名 |
| 世界淡水魚園水族館 |
| ぎふ清流里山公園 |
| 世界淡水魚園 |
| 岐阜県百年公園 |
| 各務原公園 |
| 養老公園 |
| 花フェスタ記念公園 |